

夫婦同氏強制条項など民法の差別的条項の即時廃止を求める決議

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め、夫婦同氏を強制している。婚姻後の氏については婚姻の際に合意の上定めることとなっているが、厚生白書（2004年）では夫の氏と定める夫婦が96.2%であり、女性差別撤廃条約及び女性差別撤廃委員会も指摘するとおり、女性に対する差別的規定となっている。民法第731条婚姻年齢、同第733条再婚禁止規定（6か月から100日間に短縮する改正後）も、女性に対する差別的規定と指摘されており、これら、差別的規定は直ちに廃止すべきである。

2015年12月16日最高裁判決（以下「本判決」という。）は、「家族に関する法制度」や「家族の呼称」なる概念を持ち出して、夫婦（実質的には妻たる女性）が氏名の変更を強制されない権利が人権ではないと判断した。最高裁は、すでに昭和63年2月16日第三小法廷判決で、「氏名」が個人の人格の象徴であって人格権の一内容を構成すると判示しながら、本判決では夫婦の場合は「家族の呼称」なる概念を付加して、「氏名」が人権であることを否定し、民法第750条は憲法13条違反でないとして述べたのである。

憲法24条については、「両性の実質的な平等が保たれるように図ること」と婚姻に関する法律を制定するには立法裁量に限界があると述べたが、同時に、婚姻及び家族に関する事項は、「国の伝統や国民感情」を考慮すべきとし、憲法24条が「両性の本質的平等（実質的平等）」を要請していることを無視して、本判決は、立法裁量を広範に認めた。このようにジェンダー・バイアスのかかった本判決は批判されなければならない。

さらに、本判決は、明治9年3月17日太政官指令にて妻の氏は実家の氏と定め、別氏制を採用していたところ、明治31年旧民法では「家」制度を導入し、夫婦ともに「家」の氏を称することとして夫婦同氏制度を導入した歴史的経緯を「我が国の社会に定着してきたもの」と認定した上で夫婦同氏制度の合理性を肯定した。憲法24条が否定した「家」制度を堂々と民法に持ち込み、憲法24条を正に否定した。

最後に、本判決は、選択的夫婦別氏制につき、国会で論じて判断する事柄と突き放しており、これに呼応して内閣府は、世論調査を持ち出し国民の意見が多数でないとして、法改正をしなくてよい根拠としている。確かに2012年の世論調査では、同氏強制の現行法を選択制に改正する必要があるとする割合が36.4%、改正を容認する割合が35.5%となっている。しかし、改正を必要ないとする割合が高いのは自らに必要なない高齢者であり、これから結婚する世代は改正容認割合が大勢を占めているので、世論動向としても改正多数というべきであり、むしろ改正すべき根拠と考えなければならない。

女性が、氏の変更を婚姻によって強制されず、また婚姻というプライベートな事実によって左右されずに、男性と同様に社会生活・職業生活を送ることは、憲法13条及び24条、14条1項に保障された人権であり、国は法律によって差別してはならないのであって、民法750条など冒頭で述べた差別的規定の即時撤廃を求めることを、ここに決議する。

2016年5月30日

自由法曹団2016年 札幌・定山溪5月研究討論集会